

第1回 こどもの居場所部会	
令和5年5月17日(水)	資料2

こ 総 政 第 21 号  
令和5年4月21日

こども家庭審議会

内閣総理大臣 岸田 文雄  
(公印省略)

こども家庭審議会に対する諮問について (依頼)

こども家庭庁設置法第7条第1項に基づき、下記事項について諮問します。

記

【諮問第1号】

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について

【諮問理由】

別紙のとおり

【諮問理由】

令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、以下のとおり、規定されています。

- ・ 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。（第9条第1項）
- ・ こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。（第9条第2項）
- ・ こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。（第9条第3項）
- ・ こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとする。（第9条第4項）
- ・ 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。（第16条）
- ・ こども政策推進会議が、こども大綱の案を作成する。同会議は、こども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。（第17条第2項第1号及び第3項）

これらを踏まえ、令和5年4月18日に開催されたこども政策推進会議において、こども大綱の案の作成の進め方について、こどもや若者、子育て当事者等の意見に耳を傾けながら、こどもの健やかな成長への支援、困難な状況にあるこども・若者への支援、子育て支援、こども・若者を支援する担い手の育成等に係る幅広い分野の様々な英知を結集して議論を進める必要があることから、こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣から、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問し、こども家庭審議会において、こどもや若者、子育て当事者の視点に立って、具体的な議論を進めることが決定されました。

については、こども大綱の検討に向けた論点整理等がまとめられた「こども政策の推進に係る有識者会議第2次報告書」（令和5年3月28日）を踏まえつつ、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について検討をお願いします。

併せて、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」（注1）及び「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」（注2）の案の策定に向け、具体的な事項の検討をお願いします。その際、こども大綱の検討と十分に連携を図るよう、お願いします。

（注1）

こどもの誕生前から乳幼児期は、こどもの生涯にわたる Well-being の基礎を培い、人生の確か

なスタートを切るための最も重要な時期であり、社会全体にとっても極めて重要な時期です。だからこそ、育ちの環境の多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」そのものの質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等にかかわらず、この重要な時期の育ちをひとしく保障していく発想へ、社会の認識を転換させていく必要があります。

こうした観点から、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月閣議決定)において、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」を閣議決定し、これに基づき政府内の取組を主導することとされています。

#### (注2)

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態(Well-being)で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要です。

こうした観点から、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、「こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)」を閣議決定し、これに基づき取組を強力に推進することとされています。

以上